建築改修工事設計業務特記仕様書

大庄南生涯学習プラザ外壁等改修工事設計業務

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

建築改修工事設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 大庄南生涯学習プラザ外壁等改修工事設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 大庄南生涯学習プラザ(旧大庄村役場)
- (2) 敷地の場所 兵庫県尼崎市大庄西町3丁目6-14
- (3) 施設用途 庁舎

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「☑」印が付いたものを適用する。また、表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

4 設計与条件

(1) 敷地の条件

(a) 敷地の面積:1138 m²

(b) 用途地域及び地区の指定

用途地域: ☑第1種住居地域

防火地域:□防火地域 □準防火地域 □法 22 条地域 □指定なし 高度地区:□第1種高度地区 □第2種高度地区 **☑**第3種高度地区

□第4種高度地区 □第5種高度地区 □指定なし

その他:□

(2) 施設の条件

【庁舎】

- (a) 竣工:1937年(昭和12年)設計者:村野藤吾
- (b) 延べ面積:1594.32 m²
- (c) 主要構造:鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建、塔屋付
- (d) 耐震安全性の分類
 - ① 構造体 類
 - ② 建築非構造部材 類
 - ③ 建築設備 類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による(以下同じ。)。

(3) 工事の概要【別紙1、2参照】

(a) 建築工事:

外壁改修工事(外壁躯体補修のうえ特注タイル復旧、鉄部塗装等)

屋上防水改修工事

地下室躯体改修工事(躯体補修等)

外部建具改修工事 (コーキング打替、建具調整、必要に応じて改修等)

内装工事(12条点検指摘事項等)

- (b) 上記建築工事に必要な仮撤去復旧等の電気設備工事
- (c) 上記建築工事に必要な仮撤去復旧等の機械設備工事
- (d) 外壁及び屋上の雨漏り調査含む(色水等による散水調査及びロープアクセス等による 打診調査)

※調査結果を具体的に立面図にプロットし不健全部分のタイル等の面積表を作成し報告書にまとめること。

※旧大庄村役場は村野藤吾氏が設計した建築物であり、かつ、国の登録有形文化財であるため、文化財としての価値を有する部分に直接的かつ物理的に変化を加える現状変更(外壁改修)には文化庁(県文化財課・市歴史博物館)と協議が必要である。また、村野建築として特徴のある外観・内観をやむを得ず改変する場合には、事前に建築学会と協議が必要である。【双方とも近畿圏内で3回程度を想定】

※外壁タイルは、有形文化財登録時点で地の色が赤(当初:塩焼きタイル)、黒、白(昭和61年改修)及びその他表面の釉薬が異なる3種類を含め、少なくとも6種類のタイルが存在する。【本業務にて見本焼を作成すること】

※別途アスベスト調査業務を行うため、分析結果を設計図書に反映させること。

(4) 建設の条件

- (a) 予定工事費 未定
- (b) 建設工期 未定

(5) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

☑企画書

□基本設計書

☑その他資料

(6) 履行期間

契約締結の日から令和7年5月31日まで

(7) 工事監理委託予定

☑予定あり(在駐) □予定なし

但し、当市の諸事情により変更となる可能性があります。

(8) 現地調査

設計着手前には、必ず現地調査を行い、その結果に基づき設計を行うこととする。

Ⅱ 業務仕様

業務の内容は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号(以下「告示」という。) 別添一第1項に 掲げるものとし、内容及び範囲は次のとおりとする。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

(8	a) 実施設計に関する標準業務(但し、設計意図の伝達業務を除く)
	☑建築 (総合)
	□建築(構造)
	□電気設備(昇降機等を含む)
	□機械設備(給排水衛生設備、空調換気設備等)
(2)	追加業務の内容及び範囲
	☑ 建築 積管 (積質 数 量質 出 重 (積質 数 量調 重 全 t ≥) の 作 成 単 価 作 成 資 料 ℓ ℓ

図建築積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成 見積収集、見積検討資料の作成)<u>※設備工事の仮撤去復旧分を含む</u>□電気設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成 見積収集、見積検討資料の作成) □機械設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成 見積収集、見積検討資料の作成)

見積収集、見積検討資料の作成)
□透視図作成
 [種類() 判の大きさ() カット枚数() 額の有無() 材質() 電子データ()]
□模型製作
 [縮尺() 主要材料() ケースの有無() 材質()]
□模型の写真撮影
 [カット枚数() 判の大きさ() 白黒・カラーの別() 電子データ()]

- □計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・ 条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関 との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等) 等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。)
- ☑各種法令・条例(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・条例を除 く。)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議 (手数料の納付は含まない。)
- □市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続(標識看板の作成、設置報告書等の届出)(手数料の納付は含まない。)

□防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納 付は含まない。) ☑概略工事工程表の作成 □災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設 計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な 検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等) □エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成 □建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建 築物省エネ法」という。) 第13条第2項に規定する手続(手数料の納付を含まない。) □建築物省エネ法第20条第2項の通知に関する手続 □エネルギー消費性能関係計算書のみ作成 □建築物総合環境性能評価システム (CASBEE:評価Aランク以上) による評価書の ☑文化庁(県文化財課)及び建築学会【双方とも近畿圏内で3回程度を想定】、住民説明 【必要に応じて実施】等に必要な資料(法令等に基づくものを除く。)の作成及び同行 □BELS認証に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納付は含まない。) □再生資源利用計画書の作成 □再生資源利用促進計画書の作成 □設計住宅性能評価の資料作成及び申請手続き □現況測量調査(測量事務所による平面測量と高低測量共)

2. 業務の実施

(1) 一般事項

(a) 設計図書の作成は、尼崎市設計図書作成基準に基づき行う。

□土質調査(別添:土質調査仕様書による)

□日影図の作成(既存建物)

(b) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。

□テレビ電波障害の調査 (ポイント)と障害予想区域図の作成

- (c) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 積算業務は、市の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (e) 「業務主任担当者」とは、委託業務の履行についてその内容の管理をつかさどる者(委託業務に関し、主として指揮及び監督を行う者をいう。)で、業務委託契約約款第2条の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (f) 「各主任担当技術者」とは、業務主任担当者の下で各分担業務分野における担当技術者 を統括する役割を担う者をいう。
- (g) 業務の一部を再委託する場合は、尼崎市公共調達基本条例に則り尼崎市内事業者の活用 に努めるものとする。
- (h) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上(省力化及び工事日数短縮)に配慮する。

- (i) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年 国土交通省告示第496号) に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (j) 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」(令和2年10月 全国営繕主管課長会議)を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努め るものとする。

(2) 適用基準等

本業務に市及び国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は 業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を 実施しなければならない。なお、原則、年度を記載しているもの以外は最新版を適用す る。(市が履行期間中に適用年度を改定した場合は、その指示による。)

(a) 共通

☑尼崎市設計図書作成基準 ※貸与 ☑尼崎市公共施設等総合管理計画 ☑第1次尼崎市公共施設再編計画 ☑第1次尼崎市公共施設保全計画 □尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針 ☑尼崎市建築工事積算基準 ※貸与 ※貸与 □尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書 ☑官庁施設の基本的性能基準 ☑官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン □官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 □官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 □既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計 ☑建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 ☑官庁施設の環境保全性能基準 ☑官庁施設の防犯に関する基準 ☑官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 ☑公共建築工事積算基準及び同解説 ☑公共建築工事共通費積算基準 ☑公共建築工事標準単価積算基準 ☑公共建築工事積算基準等資料 ☑建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和4年版) □官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関す るガイドライン □BIM適用事業における成果品作成の手引き(案) ☑建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい 防止対策徹底マニュアル

(b) 建築

□文化財改修マニュアル

☑建築工事設計図書作成基準	
☑建築工事設計図書作成基準の資料	
☑敷地調査共通仕様書	
☑公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(令和4年版)
☑建築工事監理指針	(令和4年版)
☑公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(令和4年版)
☑建築改修工事監理指針	(令和4年版)
☑建築設計基準	
☑建築設計基準の資料	
□建築構造設計基準	
□建築構造設計基準の資料	
☑建築工事標準詳細図	
☑構内舗装・排水設計基準	
☑構内舗装・排水設計基準の資料	
☑尼崎市外壁改修工事設計業務調査報告書作成マニュアル	※貸与
(c) 建築積算	
☑公共建築数量積算基準	
☑建築数量積算基準・同解説	
☑公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	
☑建築工事内訳標準書式・同解説	
☑公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	
□官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算	
工事費算出標準書式	
☑営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)	
(d) 設備	
☑建築設備計画基準	
☑建築設備設計基準	
☑建築設備工事設計図書作成基準	
☑公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(令和4年版)
☑電気設備工事監理指針	(令和4年版)
☑公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(令和4年版)
☑公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	(令和4年版)
☑機械設備工事監理指針	(令和4年版)
☑公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)	(令和4年版)
☑雨水利用・排水再利用設備計画基準	(1.10. = 1700)
□建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)	
☑建築設備設計計算書作成の手引((一社)公共建築協会)	
☑空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント	
ガイドライン	

(e) 設備積算

- ☑公共建築設備数量積算基準
- ☑公共建築設備数量積算基準·同解説
- ☑公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- ☑公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)·同解説
- ☑公共建築工事見積標準書式(設備工事編)
- □官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算 工事費算出標準書式
- ☑営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編・機械設備工事編)

(3) 提出書類

☑建築士法第24条の7の規定に基づく重要事項説明

※建築士事務所の業として設計及び工事監理を行うものは契約締結前に行うこと。

☑建築士法第22条の3の3の規定に基づく記載事項

※建築物の規模及び新築、増築、改築、改修の別にかかわらず全ての設計及び工事監理 を対象とする。(再委託する場合は、別途、再委託申請書の手続きによる承認が必要)

※必要契約締結前までに市の指定様式(別紙)に必要事項を記載して提出すること。 (別紙は、建築士事務所の業として設計及び工事監理を行わない場合も必要とする。)

☑建築士法第24条の8の規定に基づく書面の交付

※建築士事務所の業として設計及び工事監理を行うものは契約締結後遅滞なく行うこと。(建築士法第22条の3の3に基づく書面による契約を行った場合は除く。)

☑工事設計業務着手届 契約締結後7日以内

☑設計担当者届 契約締結後7日以内

☑業務主任担当者経歴書 契約締結後7日以内

☑各主任担当技術者経歴書 契約締結後7日以内

☑再委託承認申請書 契約締結後7日以内

☑協力事務所届 契約締結後7日以内

☑設計工程表 契約締結後7日以内

☑業務委託完了報告書 設計業務完了時

☑納品書 設計業務完了時

☑請求書 設計業務完了時

☑業務実績情報の登録

☑不要

□要:受託者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、市の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、市の確認を受けた書面を

提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領 書の写しを市に提出する。

(4) 業務主任担当者及び主任担当技術者の資格要件

□なし。

☑募集要領による。

(5) 貸与品等

貸 与 品 等
☑適用基準等のうち、貸与するもの
☑既存建築物設計図書一式
□既存工作物設計図書一式
□既存敷地調査資料(柱状図)
☑特記仕様書
□類似設計図書
□類似設計 CAD データ
☑参考設計図書
☑参考設計 CAD データ

※貸与品は、業務委託終了後すみやかに市へ返却すること。

(6) 打合せ及び記録

- (a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市に提出する。
 - ① 業務着手時
 - ② 市又は業務主任担当者が必要と認めた時
 - ③ その他 ()

(7) 成果物等の情報の適正な管理

(a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、市は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 業務の成果物(未完成の成果物を含む。)
- 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - ① 市の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、 提供するなど(ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、市が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子デ

- ータによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、 II 2. (5)により市に返却する。また、複製等については、適切な方法により消 去又は廃棄する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、 速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲
 - □指定部分の履行期限
- (b) 中間報告

設計業務の中間時点において業務主任担当者が各業務の進捗を確認し、市に中間報告 を行うこと。

(c) 成果物の取扱いについて

成果物を提出するとき、受託者は責任ある審査を行い、市の承諾を得た上で成果物 (設計図書は、新築、改修ともに市担当者の承諾を得た上で、建築士法に基づき、当 該設計図書に責任を有する設計者の記名及び免許の種類、免許番号を記入し、原図を 提出する。)を提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設に係る工 事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び 完成後の維持管理に使用することがある。(添付の設計著作権の特約条項参照)

(d) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (e) 設計の進め方について
 - ① 初回及び中間の重要な設計打合せには、業務主任担当者、各主任担当技術者、担当技術者が同席すること。
 - ② 業務主任担当者は、工事設計業務の進行過程において、建築設計と設備設計の調整・検討を行い、市に報告すること。
 - ③ 工事設計業務の進行過程において、適宜経過を市に報告し、確認を受けること。
 - ④ 工事設計業務に関する打合せ記録は、全て受託者が記録し、適宜写しを市に提出し、確認を受けること。

⑤ 設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと。

(f) 修補

- ① 受託者は、市から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- ② 受託者は、業務委託契約約款に基づく委託業務の完了を確認するための検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。 なお、修補の期限及び修補完了の検査については、市の指示に従うものとする。
- (g) 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払

(h) その他

その他不明な事項は、市との協議により定める。

3. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(a) 建築 (総合)	各1部	()部		□設計原図はA3
※設備工事の仮撤去復旧分を含				☑CD-Rによる提出
<u>t</u>				
総合設計図				
□建築物概要書				
☑特記仕様書				
☑仕上表				
□面積表及び求積図				
☑敷地案内図				
☑配置図				
☑平面図(各階)				
☑断面図				
☑立面図(各面)				
☑矩計図				
☑展開図				
☑天井伏図(各階)				
☑平面詳細図				
☑部分詳細図 (断面含む)				
☑建具表				
☑外構図				
☑仮設計画図				
□非構造部材計算書				
☑工事費概算書				
□計画通知図書(各種届出書一				□最終版をPDFに
式)				<u>て納品のこと</u>
□中高層建築物の届出書				

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(b) 建築 (構造)	各1部	()部		□設計原図はA3
建築(構造)設計図				☑CD-Rによる提出
□特記仕様書				
□構造基準図				
□伏図(各階)				
□軸組図				
□部材断面表				
□各部断面図				
□標準詳細図				
□各部詳細図				
□構造計算書				
□工事費概算書				
□計画通知図書				

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(c) 電気設備	各1部	()部		□設計原図はA3
電気設備設計図				☑CD-Rによる提出
□特記仕様書				
□敷地案内図				
□配置図				
□電灯設備図				
□動力設備図				
□電気自動車用充電設備図				
□電熱設備図				
□雷保護設備図				
□受変電設備図				
□電力貯蔵設備図				
□発電設備図				
□構内情報通信網設備図				
□構内交換設備図				
□情報表示設備図				
□映像・音響設備図				
□拡声設備図				
□誘導支援設備図				
□テレビ共同受信設備図				
□テレビ電波障害防除設備図				
□監視カメラ設備図				
□駐車場管制設備図				
□防犯・入退室管理設備図				
□火災報知設備図				
□中央監視制御設備図				
□構内配電線路図				
□構内通信線路図				
□エレベーター設備図				
□電気設備設計計算書				
□工事費概算書				
□計画通知図書				
□中高層建築物の届出書				
□非常照明の計算書及び照度分				
布図				

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(d) 機械設備 機械設備 機械設備 と 一、数値 と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	各1部	()部		□設計原図はA3 図CD-Rによる提出
※設備工事の仮撤去復旧分を含む む ☑建築工事積算数量算出書 ☑建築工事積算数量算出書の うち建築工事積算数量調書 ☑見積書等関係資料				

図営繕工事積算チェックマニュ アル・チェックリスト、チェ ックシート(建築工事編) 図単価資料(刊行物はコピー) 図拾い出し図面			
(f) 電気設備積算 □電気設備工事積算数量算出書 □電気設備工事積算数量算出書 のうち電気設備工事積算数量 調書 □見積書等関係資料 □営繕工事積算チェックマニュ アル・チェックリスト、チェ ックシート(電気設備工事 編) □単価資料(刊行物はコピー) □拾い出し図面 □	各1部	()部	☑CD-Rによる提出
(g) 機械設備積算 □機械設備工事積算数量算出書 □機械設備工事積算数量算出書 のうち機械設備工事積算数量 調書 □見積書等関係資料 □営繕工事積算チェックマニュ アル・チェックリスト、チェ ックシート(機械設備工事 編) □単価資料(刊行物はコピー) □拾い出し図面 □	各1部		☑CD-Rによる提出
(h) その他□透視図□模型□模型の写真□防災計画書□建築物エネルギー消費性能確保計画	各1部	()部	□CD-Rによる提出 □CD-Rによる提出

□建築物のエネルギー消費性能 の確保のための構造及び設備			
に関する計画			
□省エネルギー関係計算書			
☑概略工事工程表			
□建築物総合環境性能評価シス			
テム(CASBEE)による評価書			
□BELS 評価書			
☑社内審査報告書			
受託者の様式による。			
(設計中間時に1~2回審査			
し、設計完了時に最終の審査			
を行う)			
☑現地調査写真			
撮影年月日、撮影場所を明記			
☑CADデータ			
JWWデータにて提出するこ			
と。(非圧縮)			
※誤変換のないことをチェッ			
クしたものとすること。			
□テレビ電波障害			
□テレビ電波障害予想図			
□テレビ画質判定写真および			
評定一覧表			
□テレビ障害対策設計図書			
(一般設計に準ずる)			
□共架柱(自営柱、関電柱、			
電々柱)の現況写真			
☑各調査報告書			
☑現地調査 報告書一式			
□土質調査 報告書一式			
□日影図(既存建物)			
(i) 資料	各一 式	()部	
☑各種技術資料			
□構造計算データ			
☑各記録書			

(注):構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

- :各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- :成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折りA4判製本各(3)部及び原図サイズ製本各(1)部とし、設計原図はケース収納とする。
- :BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案)」による。
- :電子媒体(CD-R)の提出部数は(1)部とする。
- : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- : 概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」(令和2年7月20日中央建設業審査会決定)、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成30年2月)を参照し、適正な工期を設定する。

設計著作権に関する特約条項

(著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利(以下、「著作権等」という。)は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

- 第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、 受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。
- 一 成果物を利用して建築物を1棟(成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ)完成すること。
- 二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること 又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。
- 一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

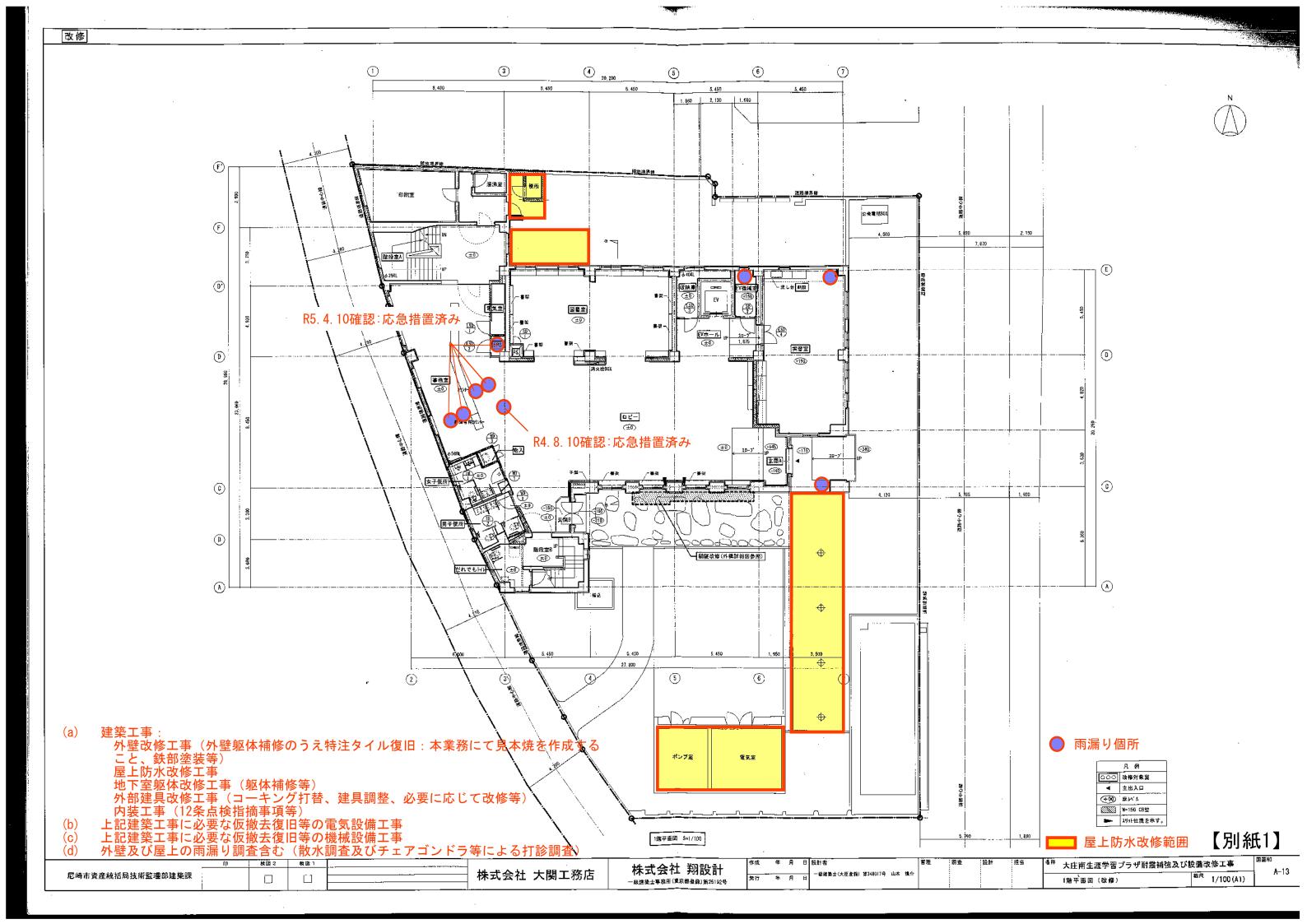
- 第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- 二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。
- 3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

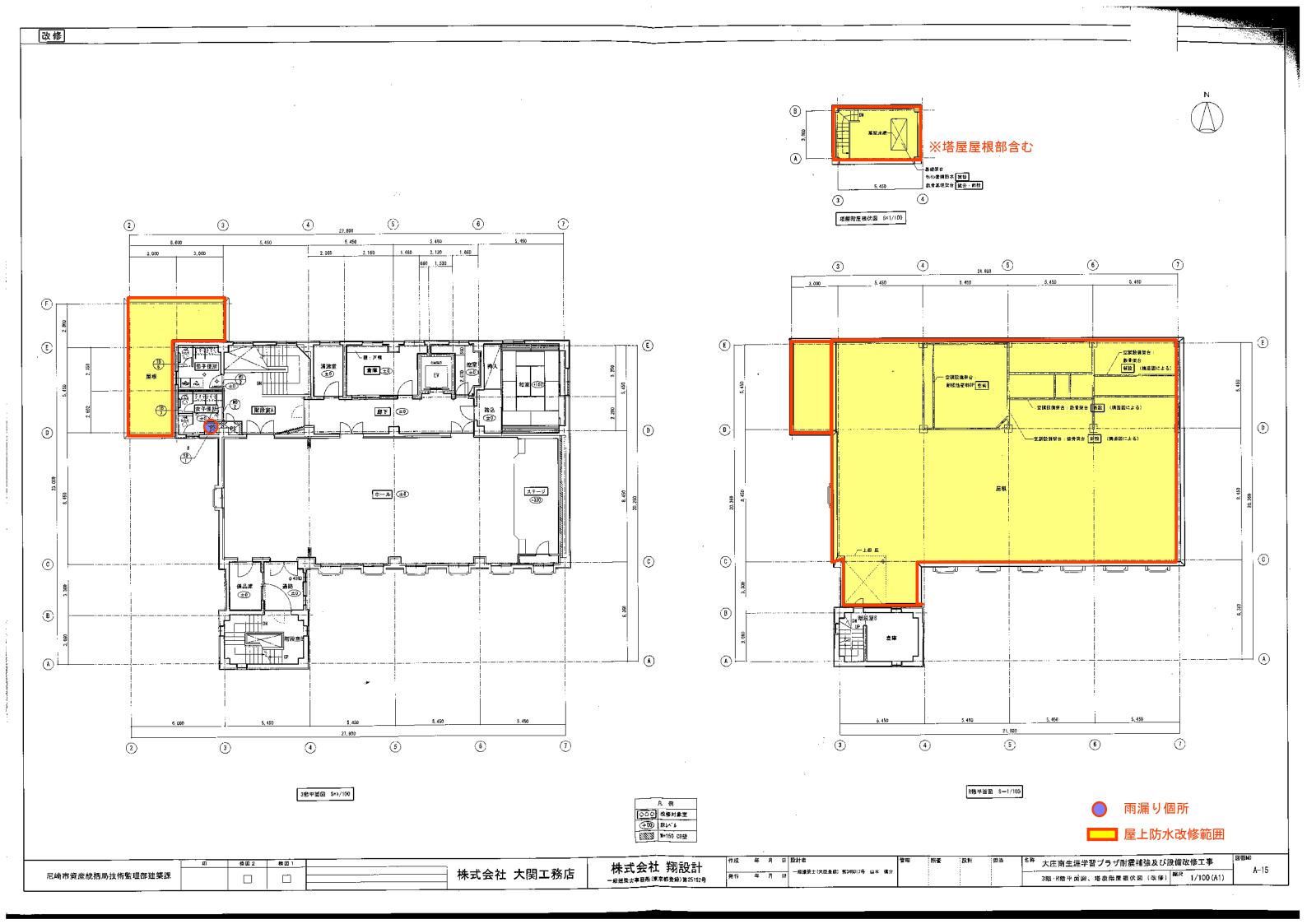
(著作権の侵害の防止)

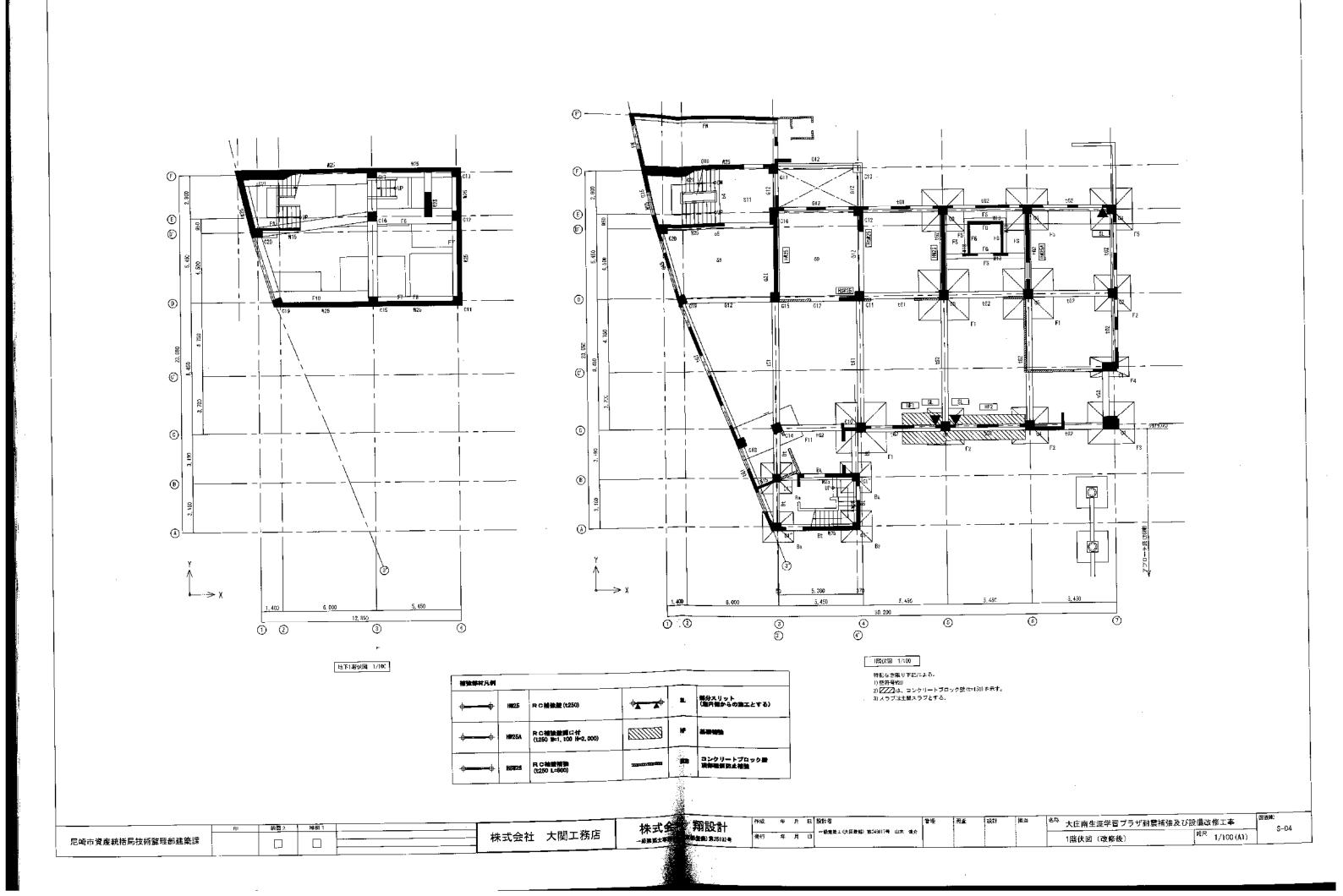
- 第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないこと を、委託者に対して保証する。
- 2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

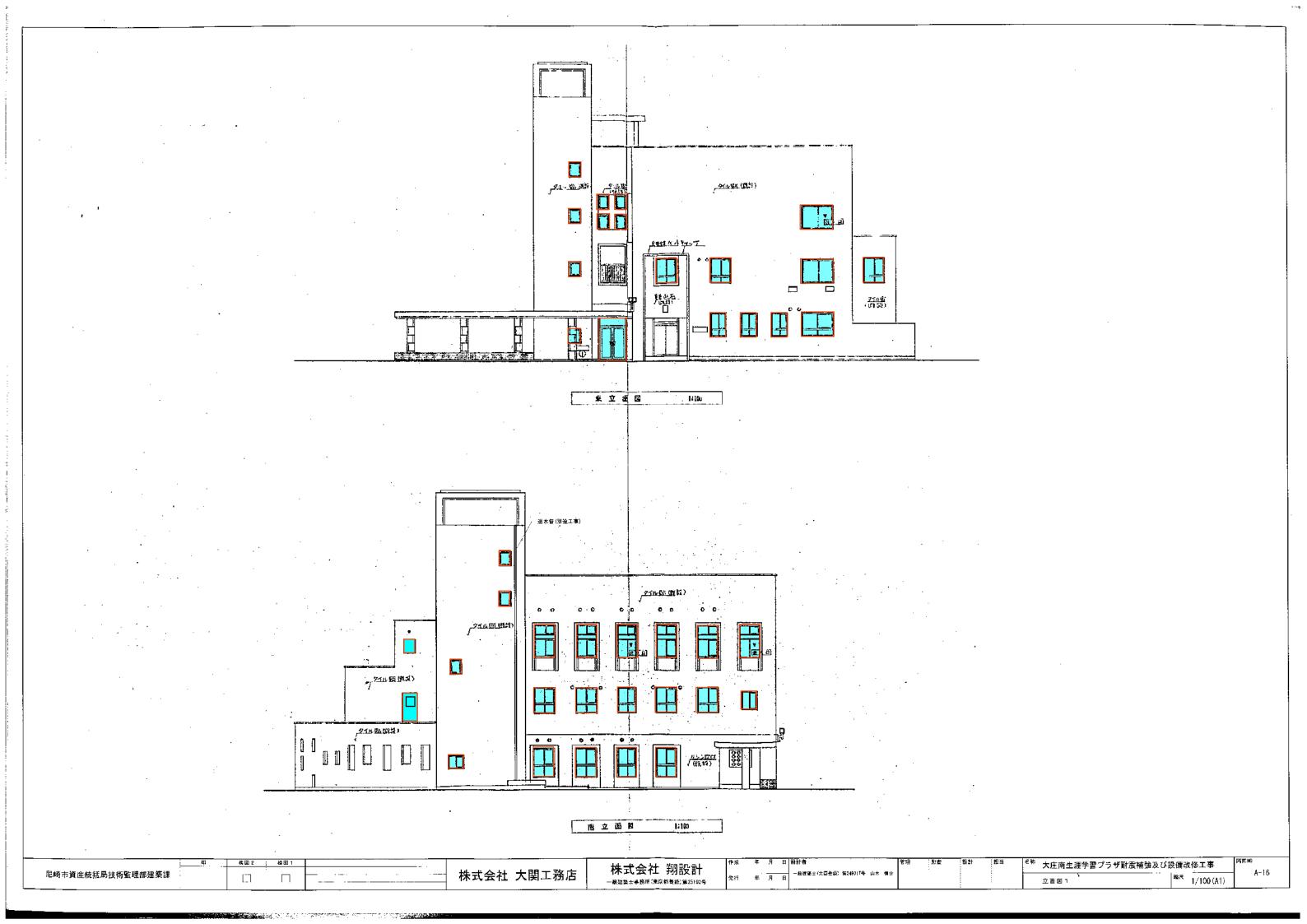


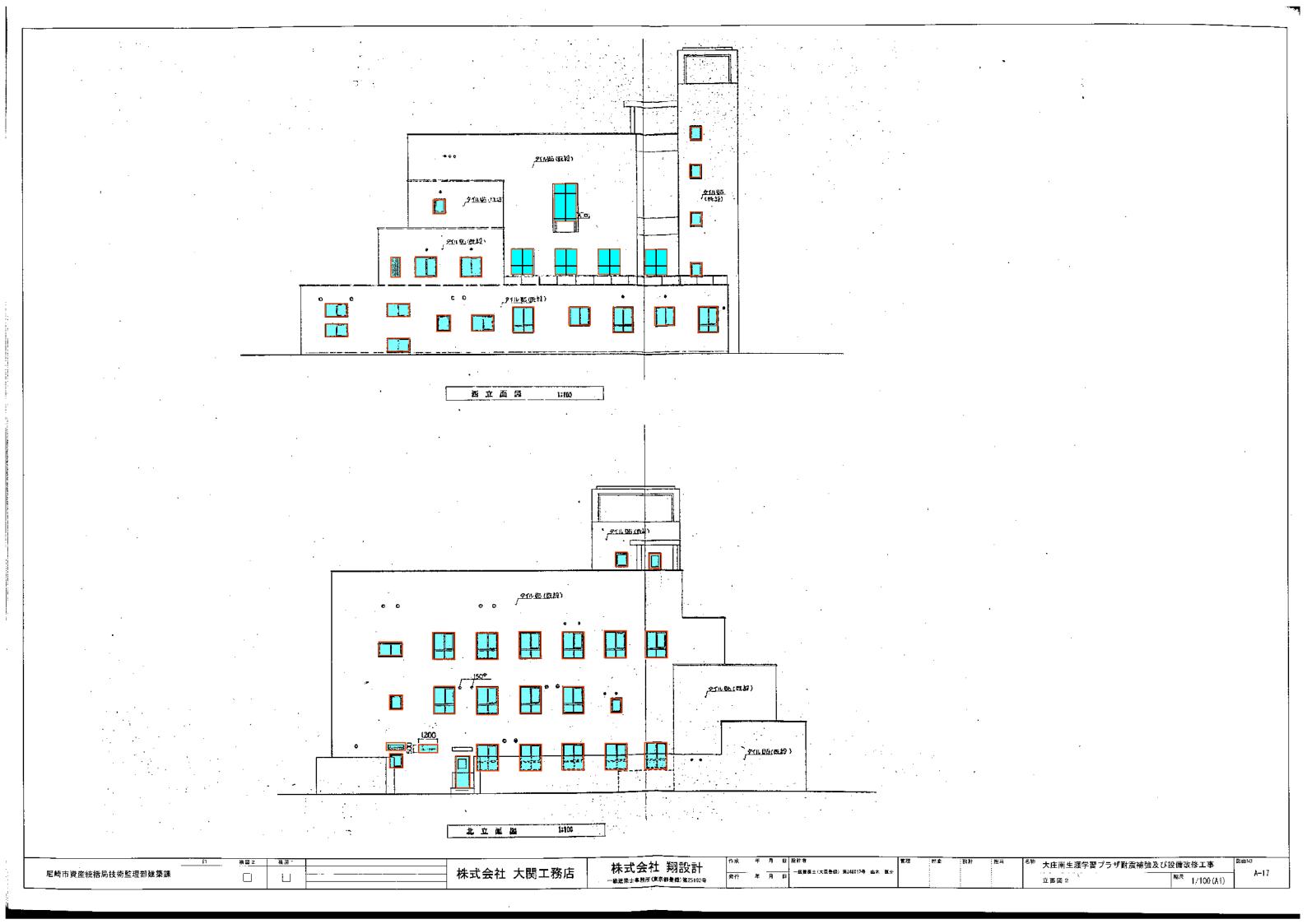
改修

N



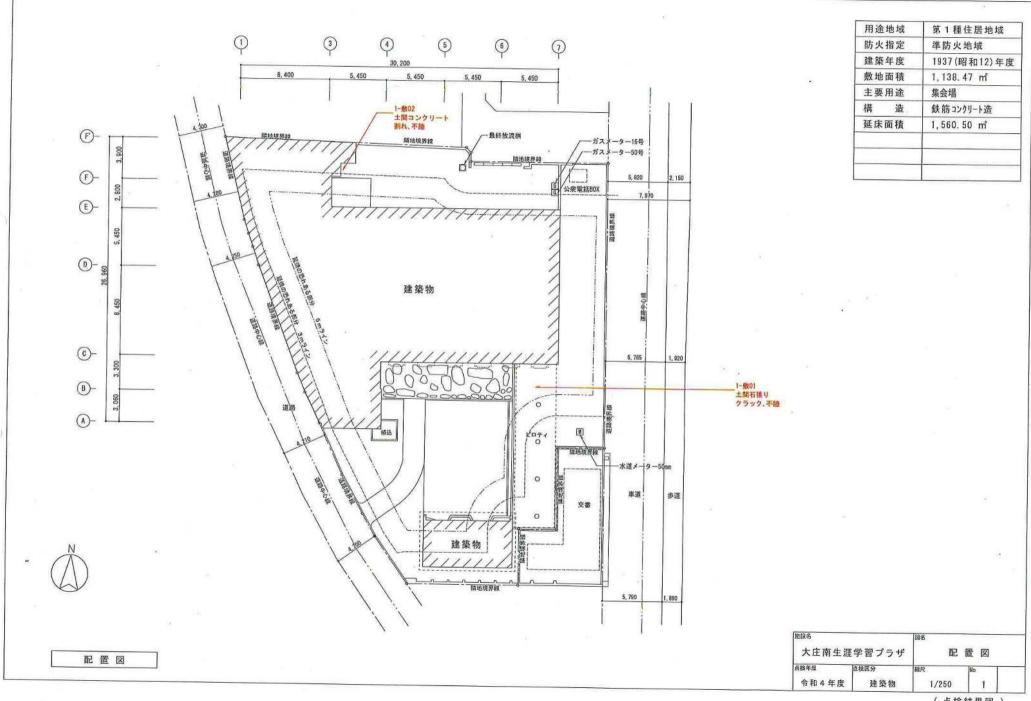


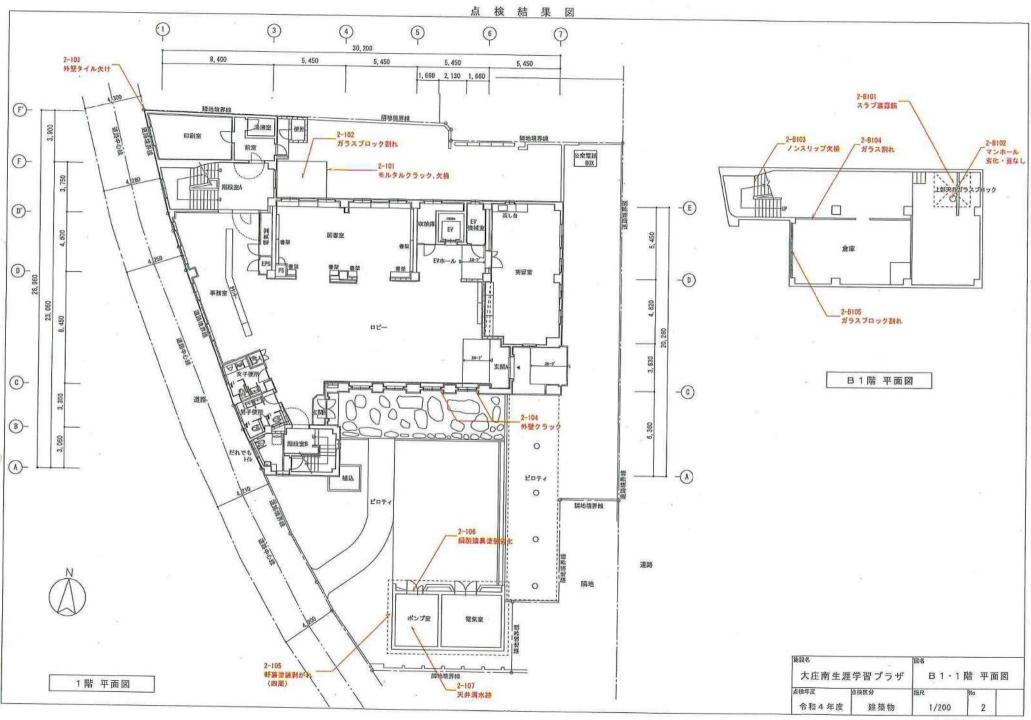


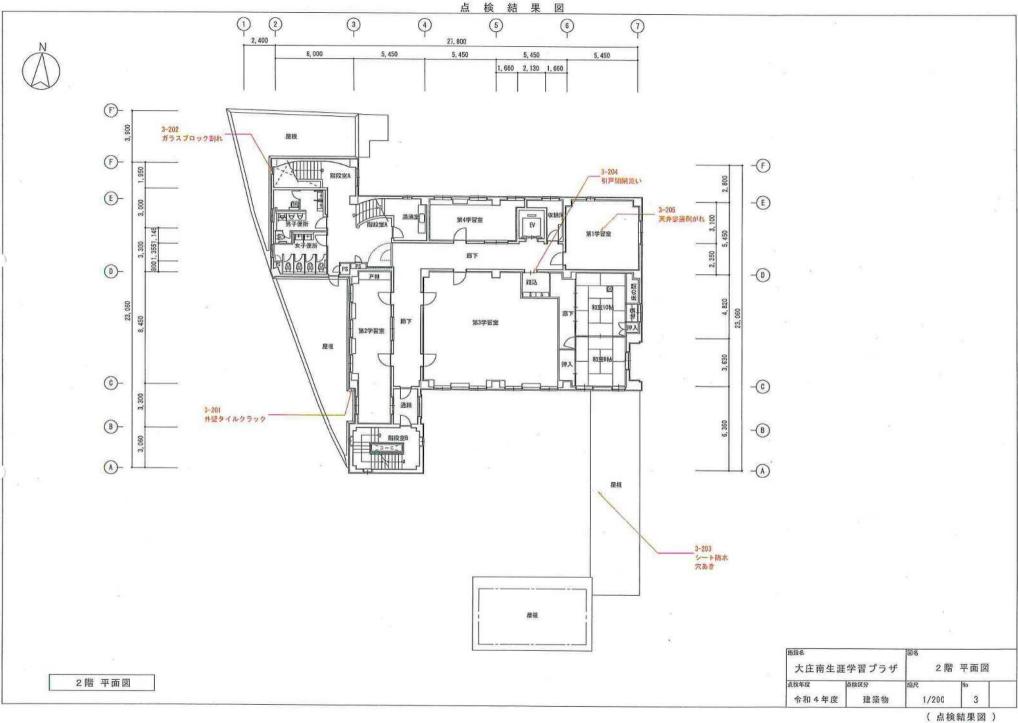


特記事項(標準様式2)

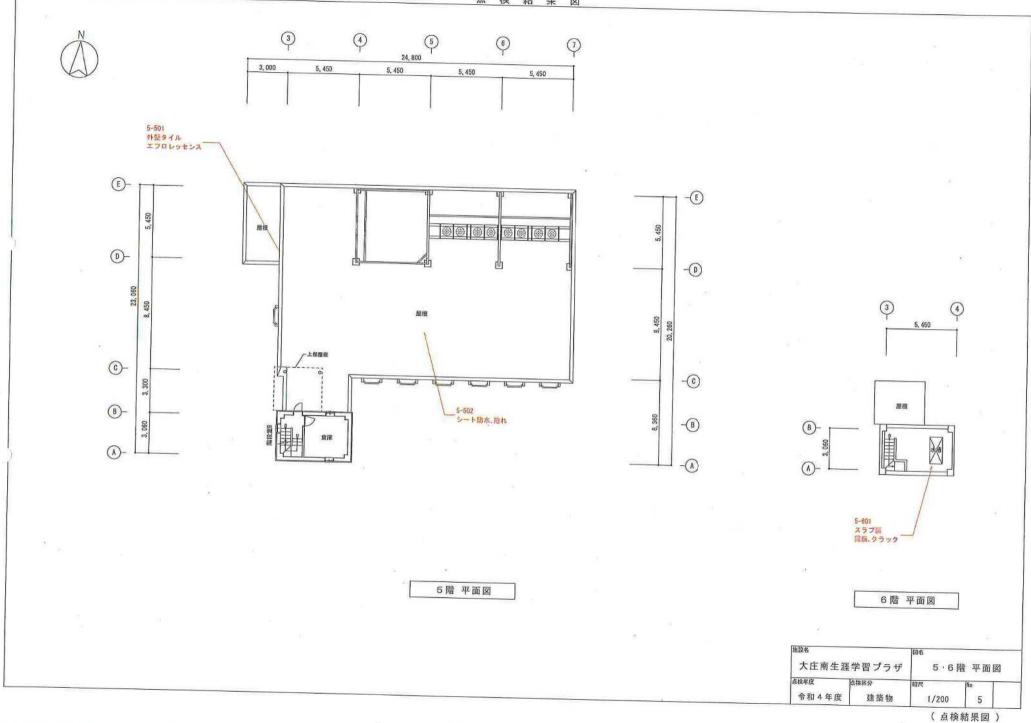
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	写真番号
1 (8)	舗装等の劣化及び損傷の状況	土間石張り クラック、不陸	土間石張り改修	1-敷01
	100	土間コンクリート 割れ、不陸	土間コンクリート改修	1-敷02
		モルタルクラック、欠損 外壁タイル欠け 外壁クラック	樹脂モルタル補修 タイル貼り補修 樹脂注入又はモルタル補修	2-101 2-103 2-104
2 (10)	タイル、石貼り等(乾式 工法によるものを除 く。)、モルタル等の劣 化及び損傷の状況	軒裏塗装剥がれ 外壁タイルクラック	塗装補修 樹脂注入又はタイル張替え	2-105 3-201 4-301 4-302
		外壁タイルクラック、エフロ レッセンス 外壁タイルエフロレッセンス	樹脂注入又はタイル貼替え 浸透性撥水剤の塗布	4-403 5-501
2 (14)	サッシ等の劣化及び損傷 の状況	鋼製建具塗装劣化 ガラス割れ ガラスブロック割れ	塗装補修 ガラス入れ替え ガラスプロック改修	2-106 2-B104 2-B105 3-202
3 (6)	屋根の劣化及び損傷の状 況	ガラスブロック割れ スラブ裏 露筋 スラブ裏 露筋、クラック	ガラスブロック改修 樹脂モルタル補修 樹脂モルタル補修、樹脂注入	2-102 2-B101 5-601
3 (9)	防水層の劣化及び損傷の状況	シート防水穴あき シート防水捲れ	防水層補修	3-203 5-502
4 (13)	室内に面する部分の仕上 の劣化及び損傷	天井塗装剥がれ	塗替え	3-205
4 (23)	屋上部からの雨漏りの状 況	天井漏水跡	樹脂注入	2-107
4	その他特記事項	マンホール劣化・蓋なし	マンホール取替え	2-B102
5 (7)	階段各部の劣化及び損傷 の状況	ノンスリップ欠損	ノンスリップ設置	2-B103
5	その他特記事項	引戸開閉重い	戸車、建付け補修	3-204
考				







(点検結果図)



関係写真

	番号	点	点検項目		
部位	1 (8)	☑ 要是正 □ その他			
			特記事項 写真番号 1-男	女01	
			<指摘の具体的内容>		
1,4			土間石張り クラック、不陸		
- 6					

	番号	点	検項目	点検結果
部位	『位 1(8) 舗装等の劣化及び損傷		犬況	☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 1-男	文 02
			<指摘の具体的内容>	
			土間コンクリート 割れ、不図	EG .
	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR			

(注章

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点	点檢項目		
部位	2 (10)	タイル、石貼り等(乾式I モルタル等の劣化及び損傷	☑ 要是正 □ その他		
			特記事項 写真番号 2-	101	
			<指摘の具体的内容>		
-		The state of the s	モルタルクラック、欠損		
doct					
F					

	番号	点検項目 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、 モルタル等の劣化及び損傷の状況			点検結果
部位	2 (10)				☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番	号 2-1	03
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<指摘の具体的内容	>	
			外壁タイル欠け		

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- (2) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外視の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点検項目 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、 モルタル等の劣化及び損傷の状況		点検結果
部位	2 (10)			☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 2-1	04
	- Distriction		<指摘の具体的内容> 外壁クラック	
t				
			,	
PERSONAL PROPERTY.	校园社			

	番号		点檢項目	
部位	2 (10)	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、 モルタル等の劣化及び損傷の状況		☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 2-1	.05
			<指摘の具体的内容>	
		9	軒裏塗装剥がれ	
朝 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		*		
1				
		Town Town		

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外視の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点标	点検結果	
部位	2 (10)	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、 モルタル等の劣化及び損傷の状況		☑ 要是正 □ その他
1/10			特記事項 写真番号 3-2	01
			<指摘の具体的内容>	
			外壁タイルクラック	

	番号		点検項目		点検結界	Ę
部位	2 (10)	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、 モルタル等の劣化及び損傷の状況		☑ 要是正 □	その他	
			特記事項	写真番号 4-3	301	
			<指摘の具	体的内容>		
Len			外壁タイル	クラック		
		1 7				
		47				
100			7			

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入棚が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点検項目 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、 モルタル等の劣化及び損傷の状況		点検結果
部位	2 (10)			☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 4-3	02
			<指摘の具体的内容>	
You want			外壁タイルクラック	
		No. of the last of		

	番号	番号 点検項目 2 (10) タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、 モルタル等の劣化及び損傷の状況		点検結果
部位	2 (10)			☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 4-	303
			<指摘の具体的内容>	
			外壁タイルクラック、エフ	ロレッセンス

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点檢項目」は、それぞれ別記様式の番号、点檢項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外親の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点	点検結果	
部位 2 (10) タイル、石貼り等 モルタル等の劣化			法によるものを除く。)、 写の状況	☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 5-5	01
1			<指摘の具体的内容>	
1			外壁タイルエフロレッセンス	ζ
	110			
		N Company		
11011				

don't l	番号	点検項目		点検結果
部位	2 (14)	サッシ等の劣化及び損	傷の状況	☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号	2–106
			<指摘の具体的内容>	
			鋼製建具塗装劣化	
	.Fa			
TIT				
311				

(注音)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」棚の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点	点検項目 サッシ等の劣化及び損傷の状況		
部位	2 (14)	サッシ等の劣化及び損傷の			
			特記事項 写真番号 2-	-B104	
			<指摘の具体的内容>		
			ガラス割れ		
TO THE REAL PROPERTY.					
	-				
7	The same of the sa				

da (I.	番号		点検項目	点検結果
部位	2 (14)	サッシ等の劣化及び技	員傷の状況	☑ 要是正 □ その他
		•	特記事項 写真番号	2-B105
			<指摘の具体的内容>	
			ガラスブロック割れ	
-				
				The state of the s
2000				
世祖 第				
		NAME OF THE OWNER, THE		
	自然是是不是			

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外視の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	Á	京検項目			点机	負結果	į.
部位	2 (14)	サッシ等の劣化及び損傷の状況		V	要是正		その他	
			特記事項 <指摘の具 ガラスブロ		02			
	MI_ C							
部位	番号	点	(検項目				結果	
			特記事項 <指摘の具体	写真番号本的内容>		要是正		その他
	写真則	占付						

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点検項目			点検結果		
部位	3 (6)	3(6) 屋根の劣化及び損傷の状況				要是正□	その他
			特記事項 写真番号	2-10	2		
	IN STREET	7 6 14	<指摘の具体的内容>				
	The last last last last last last last last		ガラスブロック割れ				
						-11	
				-8-2-			
					_		
							-24-21-100

atern falsa	番号	点	検項目	点検結果
岩灯工	部位 3(6) 屋根の劣化及び損		況	☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 2-	-B101
000		to the second	<指摘の具体的内容> スラブ裏露筋	
		_		

(注意

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- (④) 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点	検項目	点検結果		
部位	3 (6)	3(6) 屋根の劣化及び損傷の状況			要是正 🗌	その他
			特記事項 写真番号 5-1	601		
	XAX	VX.III	<指摘の具体的内容>			-0-1119-112-1000
			スラブ裏露筋、クラック			
6		NY Y-AY				
	A					
Lag						

	番号	点	点検結果	
部位	3 (9)	防水層の劣化及び損傷の状	犬況	☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号 3-7	203
			<指摘の具体的内容>	
· «			シート防水穴あき	
	Y			
200	N.			
	. /			
	A ST			

(注意

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して配入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

867767	番号	点検項目			点棱	食結果	5
部位 3(9) 防水層の劣化及び		防水層の劣化及び損傷の状	犬況	V	要是正		その他
			特記事項 写真番号 5-5	502			
			<指摘の具体的内容>		1112		
			シート防水捲れ				
	1						
	Nethone 1						

	番号	1	点検項目		
部位	4 (13)	室内に面する部分の仕上	この劣化及び損傷の状況	☑ 要是正 □ その他	
			特記事項 写真番号 3-	-205	
	1-1		<指摘の具体的内容>		
			天井塗装剝がれ		

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「郤位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

	番号	点	点検結果	
部位	4 (23)	屋上部からの雨漏りの状況	兄	☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号	2–107
			<指摘の具体的内容>	
\bigcirc			天井漏水跡	
		\		
E.		4 4		

	番号	S.	点検結果		
部位	4	その他特記事項	☑ 要是正 □ その他		
			特記事項 写真番号 2-	-B102	
	-5 TBVF		<指摘の具体的内容>		
日製入			マンホール劣化・蓋なし		
	- A	1			

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別配様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係写真

部位	番号	+	点検結果	
	5 (7)	階段各部の劣化及び	貴傷の状況	☑ 要是正 □ その他
			特記事項 写真番号	2-B103
			<指摘の具体的内容>	
			ノンスリップ欠損	
Pinne				
	the design			
1		William Co.		
/ Heating				

部位	番号	点検項目		点検結果	
	5	その他特記事項		✓ 要是正 □ その他	
			特記事項 写真番号 3	-204	
fe	*	和室	<指摘の具体的内容>		
			引戸開閉重い		
The same					
V					

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入棚が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「邱位」柵の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- ③ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外視の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

令和6年5月 尼崎市公募プロポーザル 企 画 書

業務名称 大庄南生涯学習プラザ外壁等改修工事

担当課

資産統括局 技術監理部 建築課

り

- 1 プロジェクトの概要
- 2 プロジェクトの視点
- 3 敷地の状況
- 4 付近見取図
- 5 敷地状況図
- 6 敷地周辺現況写真

1 プロジェクトの概要

- - -			5.5 2			
予定敷地	内 容 尼崎市大庄西町3丁目6−14					
用途地域	第1種住居地域	防火地域	準防火地域			
高度地区	第3種高度地区	その他地域・地区				
敷地面積	1, 118. 64	m²	容積率 200	建ぺい率 60		
構造規模	下記参照	延べ面積	下記参照	下記参照		
施設内容· 必要諸室	【本棟】 構造 鉄筋コンクリート 造 地上 延床面積 1,560.50 ㎡ 【附属棟】(電気室) 構造 コンクリートブロック 造 延床面積 33.82 ㎡ 【入居所管課】 指定管理者 【入居人員】 指定管理者 職 員 14 人 {男性 【利用者数】 指定管理者 平 均 2 人/日 一般利用者 平 均 29 人/日	地上 1 階				
設計業務	・大庄南生涯学習プラザ外壁等改修工事 ・上記建築工事に必要な仮撤去復旧等の ・上記建築工事に必要な仮撤去復旧等の ・外壁及び屋上の雨漏り調査 ※詳細は、大庄南生涯学習プラザ外壁等 を参照のこと。	電気設備工事 機械設備工事	;建築改修工事設計	十業務特記仕様書		
設計期間	約 10 ヶ月	基本設計	_	_		
委託上限額	14, 736, 700(税込)	実施設計 工事期間		<u>-</u> 定		
地域の特徴周辺の状況	・施設東側は大庄小学校があり、大店 ・周辺は住居が多く静かな住宅街でま					

2 プロジェクトの視点

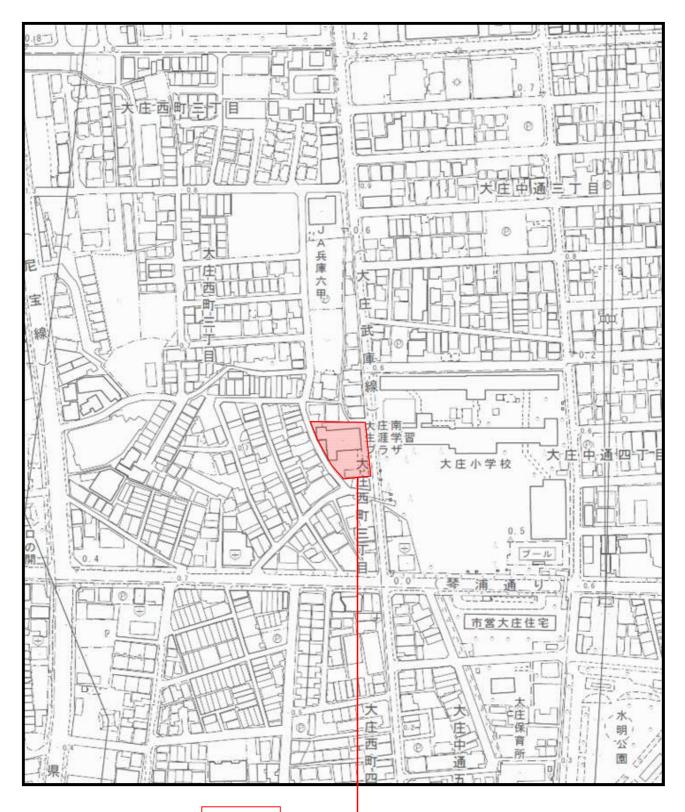
項	目	内
写 3 0 - 1	再業のコンセプト	本施設は、建築家の村野藤吾氏が設計し、昭和12年、大庄村役場として供用され、 平成15年12月に国の登録有形文化財に登録されている建築物である。 そのため、登録有形文化財の価値を守り、かつ、村野建築の意匠に配慮した 改修計画とする。
	建築計画上留意する事項	
提案にあたって留意する事項	留意する事項デザイン・景観上	・村野建築かつ登録有形文化財に登録されているため、意匠に配慮し改修設計を行う。 ・改修計画について、文化庁(県文化財課)、建築学会など関係機関と協議が必要である。 ・外壁は特徴のある塩焼きタイルであるが、現在は製造中止品となっているため、 改修方法、材料の選定が重要である。
	その他留意する事項	(都市計画上の制限・接道状況・敷地内高低差・道路との高低差など)

3 敷地の状況

	項目	内		容			備	考
敷	都市計画等の中の位置づけ	居住誘導区域						
地								
	接道状況		東	西	南	北		
		道路巾員	約5.5m	約4.1m	_	約3.2m		
		公道・私道の 種別	42条1項1号	42条1項3号	_	非道路		
		敷地との高低差	0	0	_	0		
		道路の機能						
		(接道機能など)						
	境界石標	○無 ●有 (1	箇所)					
	障害物							
	地上	● 無 ○ 有 (家屋)		
		_	: 6 敷地	周辺現況写真	参照	本)		
		(基礎 —		_		旧図)		
		(井戸)		
		(その他				\rightarrow		
	地中 (埋設管等)			は ・電力		三線路		
			• 排水管—	<u>・ガス管</u>	_			
	1.4 (4.5=4.45)		- N- N- N- N-)				
	上空(高圧電線等)	● 無 ○ 有 (・電力線	路 通信	三級路)				
	 隣接建物、工作物	0 47 6 + /)			
	解按建物、 工 作物	○無 ●有 ()			
		 ・規模 (\ m ² / 5 1 \					
		・ 地業 (杭 無	(有)				
	 敷地の前歴、盛土等		III 🗀 Zoliki	/)		
		□ 心 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				,		
		□ <u> </u>						
	土質調査資料	・当敷地 無 有		O # C)有			
	工兵则且只行	・ 自叙地	• 同辺	O	у н			
	 構内既存建物資料	(建築基準法計画通知用)						
	THE TAKE TO SENSE THE	_		棟.	m²)			
			延べ面積		<i>,</i> m			
		・配置図	~					
		○無 ○有						
都	斜線制限(道路、隣地)	• 東側 : () 道路	格幅員 東:		m		
市	The same same same	• 西側: ()	西:		 m		
			<u></u>					
計一		• 南側:(, —	南:		m		
画		・北側:()	北:		m		
	高さ制限	○無 ○有 () m					
	壁面後退	○無 ○有 () m					
	日影制限	・敷地境界から10m超(
		・敷地境界から5m超10m以内()時間	•	_			
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,	•				
		開発行為	13 (14 元)	 设備の付加				
	性木 政備に因りる木例			_				
		日照		章害対策				
		緑化	── 都市景	き観 —				
		□ 駐車場						
		□ 騒音、振動						
		□ 県福祉のまちづくり		_				
				=				

4 付近見取り図

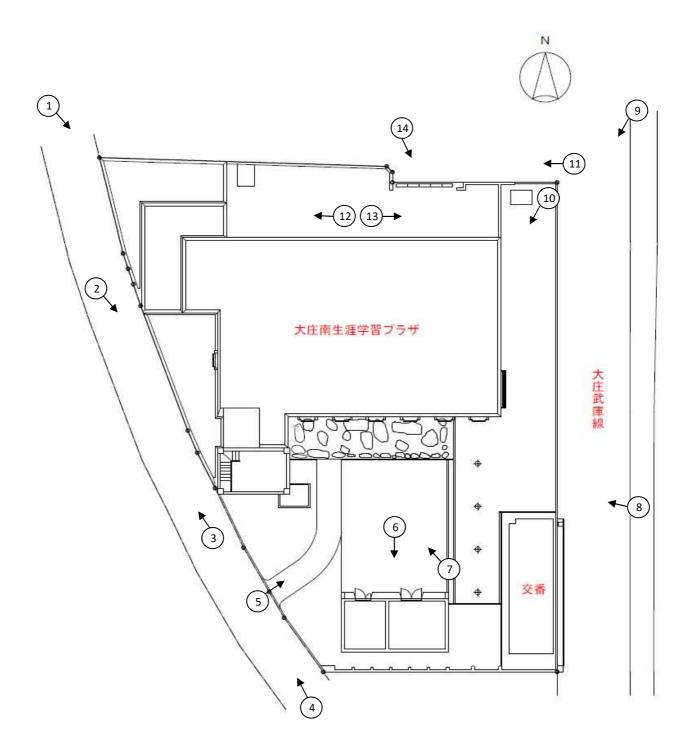
■計画地 付近見取り図



対象敷地

(方位・縮尺・レベルなど明記)

■計画敷地状況図



6 敷地周辺現況写真









(5)











